平成27年度

建築基準整備促進事業

募　集　要　領

（追加募集）

平成27年10月

国土交通省

住宅局 建築指導課

　　　 住宅生産課

国土技術政策総合研究所

１．事業の趣旨

　本事業は、建築基準法、省エネ法、住宅品質確保法等に係る技術基準整備のための検討について、民間の能力を積極的に活用して、基準の整備、見直しを図ることを目的とします。

国（住宅局建築指導課、住宅生産課及び国土技術政策総合研究所）が建築基準の整備を促進する上で必要となる事項について提示し、これに基づき基礎的なデータ・技術的知見の収集・蓄積等の調査及び技術基準の原案の基礎資料の作成（以下「調査」という。）を行う民間事業者、国立大学法人等を公募によって募り、最も適切な調査の内容、実施体制等の計画を提案した者に対して、予算の範囲内において、国が当該調査に要する費用を補助します。

２．事業の概要

２．１ 公募対象の調査事項

　国が建築基準の整備を促進する上で必要な事項として、次表に掲げる調査事項を対象とします。なお、今年度の調査事項の具体的な内容については、別添に示しております。調査の採択はこの事項単位で行いますので、応募に当たっては以下の各事項単位で調査計画を作成していただきます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 調査事項 | 新規／継続 |
| S21 | 指定建築材料の大臣認定制度における審査に関する検討 | 新規 |
| F8 | 防火・避難規定に対応する建築基準法令の建築物用途の合理化に資する検討 | 新規 |
| F9 | 防火設備（窓）に関する構造方法の告示化の検討 | 新規 |

２．２　応募者

（１）応募者は、本補助金の交付を受けて、調査を実施する民間事業者、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する法人その他の本事業を実施する能力を有する者とします。

（２）応募者は、次のすべてに該当しなければなりません。

①　調査を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。

②　調査を的確に遂行するに当たって十分な経理的基礎を有すること。

③　調査に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

④　各調査で規定された「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」を有すること

※　応募者の各構成員が調査の一部を分担して実施することにより、二以上の構成員により調査を行うことが可能です。例えば、大学と民間企業等により調査を行うことも可能です。ただし（１）の要件を満たす者に限ります。

（３）原則として、２．１の公募対象の調査事項のうち、番号Ｆ９は、国立研究開発法人建築研究所（以下「建築研究所」という。）と共同研究により実施するものとし、番号Ｓ２１、Ｆ８については、建築研究所の技術指導を得て実施するものとします。

なお、共同研究又は技術指導の区分については、応募内容により変更される場合があります。

※　建築研究所と共同で実施する場合の補足事項

①　交付される補助金については、応募した事業主体に対して全額交付され、建築　研究所は補助金の交付を受けません。

②　事業主体（建築研究所以外の共同研究者を含みます。）と建築研究所との間で共同研究に関する協定を交わしていただきます。

③　調査により生じた知的財産権は、建築研究所と共同で実施した場合は、原則として建築研究所にも帰属することとなります。

※　建築研究所の技術指導を受ける場合の補足事項

○　建築研究所は、原則として、事業主体から技術指導料は受領しません。

（４）応募の際には、経理担当者及び事務連絡先を決めていただきます。

国土交通省

経理担当者

事務連絡先



応募者

①応募

②結果通知

③交付申請

④交付決定通知

連絡

２．３　調査の期間

補助金の交付を受けることができる調査の期間は、単年度とします。ただし、Ｆ９は複数年度で採択をします※。調査・検討の実施期間については、交付決定通知が発出された翌日からとし、平成28年3月4日（金）までに事業を完了するものとします。

※この事業は、年度を跨いで測定・実験が発生する・初年度のノウハウを用いた専門的な技術が必要となること等を理由に、同一事業者が継続して事業を行うことが望ましいことから複数年度採択としています。

２．４　補助金の額

　一応募当たりの補助金の額は、３．１の直接調査経費と３．２の間接経費の合計の１分の１以内の額とし、一の事業主体につき単年度当たり60,000千円を限度とします（ただし、実大実験等の大がかりな実験を必要とするテーマについては、国土交通省住宅局に設置する建築基準整備促進事業評価委員会（以下「事業評価委員会」という。）に諮り、その妥当性が了承されたものに限り、補助限度額を超えて補助金を交付することができるものとします。）。

３．補助金の範囲

　調査の計画の遂行に必要な経費及び調査の成果のとりまとめに必要な経費として次の対象経費を計上できます。なお、次の直接調査経費と間接経費（直接調査費の30％以内）の合計が補助金の対象（以下「補助事業費」という。）となります。

　応募に当たっては、調査の所要経費の概算を提出していただきますが、補助金額は、応募書類に記載された金額及び調査の計画等を総合的に考慮して決定しますので、必ずしも当初の応募書類の額とは一致しません。

　また、調査項目毎に補助予定額を設定していますので、調査計画作成の際に参考にしてください。（補助金の額は、審査の結果、増減することがあります。）

　なお、本事業に係る補助金の財源は国の予算であるため、補助金の支出に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「国土交通省所管補助金等交付規則」、「住宅市場整備推進等事業補助金交付要綱」及び本要領に基づいた適切な経理を行わなければなりません。

３．１　直接調査経費

（１）調査を実施する者の人件費

調査を実施する応募者の人件費を指します。

（２）設備備品費

　当該調査に供する器具機械類その他の備品並びに標本等（以下「備品等」という。）で、その性質及び形状を変ずることなく比較的長期の反復使用に耐えるものの代価です。社内調達の場合は製造原価で購入します。

　備品等は原則リース等で調達（「その他」の支出費目に計上。）してください。なお、価格が50万円以上の備品等についてリース等での調達が困難な場合は、その理由書及び機種選定理由書を（様式３）に添付してください。

　備品等の購入経費は、各年度の当該経費に係る補助事業費の90％を超えない範囲とします。

ただし、90％を超える場合であっても、調査に必要な試作機の製作に係る備品等の購入のように、調査の計画そのものの性格、内容に由来するものである場合には、単なる備品等の購入の計画でないことの説明書を、（様式３）に添付して、申請することができます。

（３）消耗品費

　事業用等の消耗器財、その他の消耗品及び備品等に付随する部品等の代価です。社内調達の場合は製造原価等の実費で購入します。

（４）交通費・宿泊費

　当該調査に参加する者が調査を行うために直接必要な出張等に伴う交通費及び宿泊費（一行程につき最長２週間程度のものに限る。）が対象となります。

（５）謝金・賃金

謝金は、当該調査を遂行するための資料整理、実験補助、技術資料の収集等の単純労働に対して支払う経費（「時間給」又は「日給」）及び専門的知識の提供等、当該調査に協力を得た人（調査を実施する応募者は除く。）に支払う経費です。

賃金は、応募者が法人の場合、当該調査を遂行するための資料整理、実験補助、技術資料の収集等を目的とした技術補助者を雇用するための経費（「時間給」又は「日給」）です。ただし、雇用に伴う諸手当、社会保険料等の調査遂行に関連のない経費は、当該法人の負担となり、本補助金では支払えません。

（６）役務費

　当該調査を遂行するために必要な器具機械等の設置に要する費用や修繕料、各種保守料、翻訳料、写真等焼付料、鑑定料、設計料、試験料、加工手数料です。

応募者が法人の場合、調査の本質をなす発想を必要としない定型的な業務であれば社内発注ができます。この場合の支払額は、人件費においては労働時間に応じて支払われる経費のみで、雇用に伴う諸手当及び社会保険料等の調査遂行に関連のない経費は、当該法人の負担となり、本補助金では支払えません。

（７）委託費

　当該調査に必要であるが、調査の主たる部分以外の定型的な業務を他の機関に委託して行わせるための経費を指します。委託費は、原則として、各年度の補助事業費の50％を超えない範囲とします。50％を超える場合は、その理由書を（様式３）に添付してください。

（８）その他

　設備の賃借（リース）、調査活動を遂行するための労働者派遣事業を営む者から期間を限って人材を派遣してもらうための経費、文献購入費、光熱水料（専用のメーターがある等、実際に要する経費の額を特定できること。）、通信運搬費（実際に調査に要するものに限る。）、印刷製本費、借料・損料、会議費、送金手数料、収入印紙代、知的財産権の出願・登録経費（当該調査開始後の成果で、補助金使用に関わるものに限る。一件あたり38万円を限度とする。）等の雑費を計上できます。

３．２　間接経費

　管理部門の経費（管理経費）並びに複数の技術者が共通的に使用する施設及び情報基盤に係る経費（共通業務費）等、調査の実施を支えるための経費として、直接調査経費の30％以内で間接経費を計上できます。

３．３　申請できない経費

　本補助金は、当該調査を遂行する上で必要な一定の組織、施設及び設備等の基盤的技術環境が最低限確保されている法人等を対象としていますので、調査の遂行に必要な経費であっても、次のような経費は申請することはできませんので留意してください。

（１）建物等施設の建設、不動産取得に関する経費

　ただし、当該調査を遂行するために必要な器具機械等の設置に要する費用や、調査を行なう上で必須となる試験体等（建築材料等）の建設費※は、申請できます。

※調査を行うにあたり、他の方法で代替が可能な場合は、申請できません。

（２）調査補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当）

　ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については申請できます。

（３）国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費・宿泊費、参加費

　ただし、補助金の対象となった調査の成果発表を行う場合は申請できます。

（４）調査中に発生した事故・災害の処理のための経費

（５）その他、当該調査の実施に関連性のない経費

３．４　経費の費目間の流用

　３．１、３．２に掲げる各費目間において、一定以上の流用を行う際は、「国土交通省所管補助金等交付規則」等に基づき、すみやかに申請手続きを行い、国土交通大臣の承認を得ることが必要となります。手続きの詳細については、採択後、交付申請の際に、事業者あて別途連絡いたしますので、ご確認下さい。

４．実施主体の選定の審査方法等

４．１　審査方法

　実施主体の選定の審査は、事業評価委員会において行われる予定です。

　なお、原則として、事業評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので、あらかじめご了承ください。

４．２　審査手順

　応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について原則ヒアリング審査を行い、採択者を決定します。ただし、前年度からの継続調査事項に限り、書類審査のみとする場合があります。

　ヒアリング審査は、平成27年10月26日（月）に国土交通省本省で実施する予定です。ヒアリング実施時間と場所の詳細は、10月23日（金）18時までをめやすに、提案書に記載してある事務連絡先までご連絡します。

　なお、複数年度採択事業（Ｆ９）については、初年度のみヒアリング審査を行います。

４．３　審査基準

　以下の（１）及び（２）の視点から総合的に審査します。

（１）調査事項に対する実行体制・能力

調査事項に対する実行体制・能力について、応募者が保有する調査に関係する知見・ノウハウ、調査員の過去の調査・研究実績、現在の調査・研究状況、調査事項の理解度等について審査します。

なお、応募様式（様式２－１）に記載いただいた当該知見・ノウハウが、審査の結果、調査に関係しない又は活用できないと考えられる場合には、評価が低くなります。また、本事業は定額補助でありますが、事業における民間事業者等の適正な負担という観点から、当該知見・ノウハウの獲得に要した費用（応募者費用）が適切でない（例：補助予定額と比較して応募者費用が著しく低い場合等）と判断される場合には、評価が低くなります。

（２）調査事項に対する提案能力

　調査の実施方針、調査のフロー、調査工程計画及び調査提案内容の的確性、実現性、専門性その他について審査します。

４．４　審査結果

　審査結果については、応募者に通知し、調査事項名、応募者名及び補助金交付予定額を国土交通省のホームページ等で公表します。

５．補助金の交付の申請・決定

５．１　補助金の交付の申請

４．４により採択を受けた応募者は、採択を受けてから速やかに国土交通省に補助金交付申請書を提出していただきます。なお、当該補助金に係る消費税仕入控除税額又はその見込額が明らかになる場合には、これを減額して申請しなければなりません。

５．２　補助金の交付決定等

国土交通省は、補助金交付申請書等の提出があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知します。

国土交通省は、交付の決定を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額又はその見込額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額します。

国土交通省は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うことを条件として付して交付の決定を行います。

国土交通省は当該補助金の交付の決定を行った事業（以下「補助事業」という。）について、その交付先及び交付決定の額を公表します。

５．３　申請の取下げ

５．２の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは国土交通省の定める期日までに申請の取り下げを行うことができます。

５．４　補助金の額の確定

国土交通省は、実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の調査の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業主体に通知します。

国土交通省は、額の確定に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して実績の報告がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額します。

５．５　補助金の支払い

補助金は、原則として交付すべき補助金の額を確定した後に支払います。ただし、採択課題に対する早期交付を行うために、大学等の研究機関等において立替え払いを行えない機関に対して優先的に交付させて頂きますので所属機関において立替え払いが可能か否かを様式３に記載してください。なお、優先的に交付した機関については交付すべき補助金の額が確定した後に、過払い分の戻入又は不足分の支払いをします。※

事業主体は、補助金の支払いを受けようとするときは、支払い請求書を国土交通省に提出します。

また、複数年度採択事業についても年度毎の支払いとなります。

　※優先的に交付を受ける場合の書式等は、採択された後に記載していただきます。

５．６　交付決定の取り消し

次に掲げる事項に該当するときは、国土交通省は、事業主体に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。

・事業主体が補助金交付の条件に違反した場合

・事業主体が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合

・交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

・事業主体が補助金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく国土交通省の処分に違反した場合

６．補助金の交付を受けた者の責務

事業主体は、次の条件を守らなければなりません。

６．１　計画変更の承認等

補助金の交付を受けた者（以下「事業主体」という。）は、やむを得ない事情により、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の承認を得なければなりません。

・補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合

・補助事業を中止し、又は廃止する場合

事業主体は、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに国土交通省に報告してその指示を受けなければなりません。

６．２　実績の報告等

事業主体は、補助事業が完了（中止又は廃止を含む。）したときは、平成28年3月11日（金）までに実績報告書を国土交通省に提出しなければなりません。

事業主体は、実績報告書を国土交通省に提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

６．３　刊行等の報告

事業主体は、補助事業の結果又はその経過の全部若しくは一部を刊行し、又は雑誌等に掲載する場合には、補助金による技術開発の成果である旨を明記しなければなりません。

事業主体は、補助事業の完了後５年以内に、その結果又は経過の全部若しくは一部を刊行し、又は雑誌等に掲載した場合には、その刊行物又は別刷一部を添えて、その旨を国土交通省に報告しなければなりません。

６．４　消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

事業主体は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書を速やかに国土交通省に提出しなければなりません。

国土交通省は、この提出を受けた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国に納付させることを条件とします。

６．５　経理書類の保管

事業主体は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入又は支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保存しなければなりません。

６．６　知的財産権の帰属等

調査により生じた知的財産権は、事業主体（建築研究所等と共同で実施した場合は、建築研究所等の共同研究者も含みます。）に帰属します。

事業主体が調査の成果に係る知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払いを受けることを契約等において定めた上で行わなければなりません。

事業主体は、事業主体又は知的財産権を受ける権利の譲渡を受けた者が補助事業で得られた調査の成果に係る知的財産権を得た場合には、特許公報等の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、速やかにその旨を国土交通省に報告しなければなりません。

また、調査の成果に係る特許権等を取得した場合においては、その実施を求める者に対して、適正な対価を得て、平等に許諾することを条件とします。

６．７　調査報告書の作成

当該年度に行った調査の進捗状況やその成果について、調査報告書を作成し、提出していただきます。また、調査期間終了後、当該調査期間に行った調査によって得られた成果について、最終調査報告書（冊子体）を作成し提出していただきます。

なお、国土交通省は提出された調査報告書及び最終調査報告書を自由に公開できるものとします。著作権に抵触する資料は報告書に盛り込まないでください。

６．８　取得財産の管理

補助事業により取得した財産の所有権は事業主体に帰属します。ただし、当該補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

また、取得財産等のうち、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、承認を受けないで補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付させることを条件とします。

６．９　本事業により収益が生じた場合の取扱い

本事業は国が建築基準を整備するために必要な調査研究を実施するものですが、場合によっては、事業主体に収益が生じることが考えられるため、調査により付随的に得られた成果により相当の収益を得たと認められる場合には、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を国に納付していただくことがあります。

６．１０　成果報告会への協力

広く補助事業の成果について紹介するため、国土交通省が開催する成果報告会において、平成27年度に行った事業成果の発表や資料提供等にご協力いただくことを条件とします。（成果報告会は平成28年春頃に実施予定）

７．成果物の評価・確認

本事業の成果物は、事業評価委員会においてその内容の評価・確認を行い、その結果を次年度以降の実施団体の選定に反映することとします。

８．平成26年度事業の調査成果

　平成26年度事業の調査成果は、概要を１１．問合せ先に記載のホームページに掲載しております。

　また、調査報告書は、国土交通省住宅局建築指導課にて閲覧可能です。

９．応募方法等

９．１　応募様式

応募様式は、１５ページ以降の「応募書類の作成・記入要領」により規定された書類となります。

応募様式は、１１．問合せ先でも配布します（郵送依頼は不可）。また、１１．問合せ先に記載のホームページからダウンロードすることも可能です。

９．２　応募方法

　本事業の調査に応募される方は、１５ページ以降の「応募書類の作成・記入要領」により規定された書類（１２部（応募者に関する情報は２部））及びその書類の電子ファイルを格納したＣＤ－Ｒ（２枚）をそろえた上で、うち書類１０部とＣＤ－Ｒ１枚を国土交通省住宅局建築指導課　建築基準整備促進事業担当宛に、残りの書類２部とＣＤ－Ｒ１枚を国土交通省国土技術政策総合研究所　基準認証システム研究室宛に郵送等により提出してください。応募者に関する情報の書類２部は国土交通省住宅局建築指導課　建築基準整備促進事業担当宛に提出してください。

　郵送にてお送りいただく場合は、封筒の表に「平成２７年度建築基準整備促進事業応募書類在中」と明記してください。

　応募期間は、10月9日（金）から10月23日（金）（必着）までとします。（提案者の都合による応募書類の差し替えは固くお断りします。）

|  |
| --- |
| ※応募書類の送付先：（必ず両方へ送付してください。）  　「国土交通省住宅局建築指導課　建築基準整備促進事業担当宛」  〒１００－８９１８　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号  （上記へは書類１０部とＣＤ－Ｒ１枚をお送りください。応募者に関する情報の書類２部も上記へお送りください。）  　「国土交通省国土技術政策総合研究所　基準認証システム研究室宛」  〒３０５－０８０２　茨城県つくば市立原１  （上記へは書類２部とＣＤ－Ｒ１枚をお送りください。） |

９．３　応募上の注意事項

（１）採否の結果につきましては、国土交通省ホームページにおいて発表させて頂く予定です。

（２）同一の内容で、国土交通省及び他省庁等の他の補助金等を受ける場合の応募は認めません。

（３）同一の応募者が同一内容の調査を重複して応募することはできません。

（４）応募書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。

（５）応募書類及び応募書類の電子ファイルを格納したＣＤ－Ｒはお返ししませんので、その旨予めご了承ください。

１０．質問・相談の受付

質問・相談については、原則として、ＦＡＸ又は電子メールでお願いします。回答は類似のものをまとめるなどの整理を行った上で下記ホームページに回答を掲載します。

なお、質問の受付の期限は、平成27年10月16日（金）までとします。また、形式的な質問を除き、電話での質問・相談は受け付けません。

１１．問合せ先

　本事業に関する問合せ先は次のとおりです。

|  |
| --- |
| 〒１００－８９１８　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号  国土交通省住宅局建築指導課　建築基準整備促進事業担当  電話番号：０３－５２５３－８１１１（内線３９５３０）  ＦＡＸ　：０３－５２５３－１６３０  メールアドレス： kiseisoku@mlit.go.jp  ホームページ：（応募様式のダウンロード可能）  http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\_house\_fr\_000016.html  受付時間：９：３０～１８：１５（土日曜、休祝日除く） |

応募書類の作成・記入要領

１．応募に必要な書類は以下のとおりです。

応募書類は日本語で、活字体（手書きは不可）にて作成してください。

　○応募時に提出いただく書類

（１）審査基準に関する事項（パワーポイントによる説明資料）　（様式１）

（２）審査基準に関する事項　　　　　　　（様式２－１）～（様式２－３）

（３）調査に係る経費・補助金の額　　　　　　　 　 （様式３）

（注意）

様式１はヒアリング審査時に使用します。

２．応募書類の枚数は、原則、１様式につき１枚とします。ただし、（様式２－３）は配置予定技術者毎に１枚、（様式２－１）は２枚を限度とします。必要に応じて図表等を活用し、具体的かつ簡潔に記載してください。

３．応募書類について様式はすべてＡ４版とし、様式２－１～様式３については通しページを付して両面印刷としてください。

４．書類は１部ずつ左上角をホッチキスで留め、１２部提出してください。

５．応募書類のうち、ヒアリング審査時のパワーポイントによる説明資料（様式１）及び（様式２－１）～（様式３）の電子ファイル（Microsoft Word形式）を格納したＣＤ－Ｒを２枚提出してください。その際、ＣＤ－Ｒには「平成27年度建築基準整備促進事業」と「応募調査名（例：○○に関する調査）」を記載してください。

審査基準に関する事項

（パワーポイントによる説明資料）（様式１）記載要領

○　調査事項に対する提案等について、様式１に従い表紙を除いて１０ページ以内で作成してください。（必要に応じ、順番、体裁を変更して構いません。）

○　以下の項目を必ず記載してください。

* 応募テーマ
* 応募調査名
* 調査の提案概要
* 応募者
* 調査の実施方針
* 調査のフロー
* 調査工程計画
* 調査事項に対する提案

○　説明資料を印刷したものを、応募書類の提出時に１２部提出してください。

○　パワーポイントによる説明資料は、以下のとおり作成してください。

* Ａ４版の原稿方向は横使いとし、通しページを付して両面印刷としてください。
* パワーポイントは、１スライド１ページで資料印刷してください。
* 資料は１部ずつ左上角をホッチキス留めとしてください。

＜パワーポイントによる資料の参考例＞



両面印刷

　　　　調査の実施方針

Ａ４横使いとし、１スライドを１ページに印刷

○○.○○に関する検討

○○に関する調査

代表者　　株式会社○○○○（△△部××課□□□□）

審査基準に関する事項

（様式２－１）

１　調査事項に対する実行体制・能力

（１）応募者が保有する調査に関係する知見・ノウハウ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 調査番号　：  調査事項　：  応募者費用：  （備考）　： | | | | |
| 規定された「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」を保有していることの説明： | | | | |
| ① | 実施時期 | 年　～　　　年 | 応募者費用 | 円 |
|  | 知見・ノウハウの具体的内容 | | （備考） |  |
|  |  | | | |
|  | 上記知見・ノウハウが本事業の成果の達成にどのように活用できるか | | | |
|  |  | | | |
| ② | 実施時期 | 年　～　　　年 | 応募者費用 | 円 |
|  | 知見・ノウハウの具体的内容 | | （備考） |  |
|  |  | | | |
|  | 上記知見・ノウハウが本事業の成果の達成にどのように活用できるか | | | |
|  |  | | | |
| ③ | 実施時期 | 年　～　　　年 | 応募者費用 | 円 |
|  | 知見・ノウハウの具体的内容 | | （備考） |  |
|  |  | | | |
|  | 上記知見・ノウハウが本事業の成果の達成にどのように活用できるか | | | |
|  |  | | | |

（注意）

１）欄が足りない場合には適宜追加してください。

２）応募者費用は概算で構いません。

３）他の事業者から受注した業務や、他の国の予算事業により得た知見・ノウハウについては、本事業

実施に活用できるものに限り、「応募者が保有する調査に関係する知見・ノウハウ」といたします

が、その旨必ず「知見・ノウハウの具体的内容」欄に明記していただくとともに、自己経費による

応募者費用とは区分して備考欄に記載してください。

４）２枚以内としてください。

５）各知見・ノウハウの具体的内容について、各１枚補足資料を添付できます。

６）応募者費用については、追加で根拠を求める場合があります。

７）太枠内には応募する調査事項④で規定する「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」に対応するも

のを必ず記載してください。その他、本調査に資する知見・ノウハウを保有している場合は①以降

に可能な限り列挙して下さい。本調査に資する知見・ノウハウの記載がない場合は、採点時の加点

対象となりませんのでご注意ください。

（様式２－１）

記載例

他の事業者から受注した業務や、他の国の予算事業により

得た知見・ノウハウである旨記載してください。

また、自己経費による応募者費用とは区分してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 調査番号　：  調査事項　：  応募者費用：  （備考）　： | | | | |
| 規定された「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」を保有していることの説明：  概算で構いません。  （追加で根拠を求める場合があります。） | | | | |
| 募者が保有する調査に関係する知見・ノウハウ | | | | | |
| ① | 実施時期 | 平成24年～25年 | 応募者費用 | 50,000千円 | |
|  | 知見・ノウハウの具体的内容 | | （備考） | 平成24年度◆◆事業で、応募者費用のうち20,000千円の補助を受けている。 | |
|  | 1/10スケールの○○建築物を用い、地震時応答や耐震性能に関する実験及び解析を行った。  具体的な実験の仕様・条件としては、・・・・・・・・としており、その結果、△△△のような知見が得られている。 | | | | |
|  | 上記知見・ノウハウが本事業の成果の達成にどのように活用できるか | | | | |
|  | 今年度、調査事項のうち□□□の検討に際し、実験が予定されているが、本知見はその実験の際の建築物の挙動を把握するうえで有効であり、事業の成果の達成に活用できると考える。 | | | | |
| ② | 実施時期 | 平成25年 | 応募者費用 | 10,000千円 | |
|  | 知見・ノウハウの具体的内容 | | （備考） |  | |
| できるだけ具体的に記載してください。  できるだけ具体的に記載してください。 | ○○建築物の架構に関する構造計算について、上部構造についての諸条件等をパラメータとした解析的検討を行った。  具体的には、・・・・・・・・の条件について変動させ、それぞれの解析を行った結果、△△△のような知見が得られている。  各知見・ノウハウの具体的内容について、各１枚補足資料を添付できます。 | | | | |
|  | 上記知見・ノウハウが本事業の成果の達成にどのように活用できるか | | | | |
|  | 今年度、調査事項のうち□□□の検討では、本知見の諸条件を変更することで結果が導き出されることから、事業の成果の達成に活用できると考える。 | | | | |
| ③ | 実施時期 | 年　～　　　年 | 応募者費用 | 円 | |
|  | 知見・ノウハウの具体的内容 | | （備考） |  | |
|  |  | | | | |
|  | 上記知見・ノウハウが本事業の成果の達成にどのように活用できるか | | | | |
|  |  | | | | |

（注意）

１）欄が足りない場合には適宜追加してください。

２）応募者費用は概算で構いません。

３）他の事業者から受注した業務や、他の国の予算事業により得た知見・ノウハウについては、本事業

実施に活用できるものに限り、「応募者が保有する調査に関係する知見・ノウハウ」といたします

が、その旨必ず「知見・ノウハウの具体的内容」欄に明記していただくとともに、自己経費による

応募者費用とは区分して備考欄に記載してください。

４）２枚以内としてください。

５）各知見・ノウハウの具体的内容について、各１枚補足資料を添付できます。

６）応募者費用については、追加で根拠を求める場合があります。

７）太枠内には応募する調査事項④で規定する「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」に対応するも

のを必ず記載してください。その他、本調査に資する知見・ノウハウを保有している場合は①以降

に可能な限り列挙して下さい。本調査に資する知見・ノウハウの記載がない場合は、採点時の加点

対象となりませんのでご注意ください。

**※応募者が保有する調査に関係する知見・ノウハウについて**

建築基準整備促進事業は、民間事業者等が保有する知見・ノウハウを活用し、当該民間事業者等を支援することで、技術基準を策定・改定するうえで必要な知見・ノウハウを得ることを目的としています。

このため、応募者には、「応募者が保有する調査に関係する知見・ノウハウ」を整理した資料を、応募書類の一つとして作成・提出していただきます。

具体的には、以下の記載してください。

・「応募者が保有する調査に関係する知見・ノウハウ」の具体的内容

・それらの獲得に要した費用（応募者費用）

・「応募者が保有する調査に関係する知見・ノウハウ」が「建築基準整備促進事業の成果」の達成に、具体的にどのように活用できるか



図　建築基準整備促進事業の全体イメージ

（様式２－２）

（２）調査の実施体制

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 配置予定者 | 所属・役職 | 担当する分担業務の内容 |
| 管理技術者 |  |  |  |
| 技術担当者 | ①  ②  ③ |  |  |

（注意）

1. 氏名にふりがなをふってください。
2. 所属・役所については、企画提案書の提出以外の業者等に所属している場合は、業者名も記載してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分担業務の内容 | 提案内容に占める概ねの割合  （金額ベース） | 応募者名 |
|  | ％ |  |
|  | ％ |  |
|  | ％ |  |
| （備考） | | |

1. 共同で応募し、業務を分担する場合、記載してください。また、研究開発法人以外の共同研究者を予定している場合は、備考欄に共同研究者名及び対象業務を記載してください。

（様式２－３）

（３）配置予定技術者の経歴

（○○技術者の経歴）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ①氏名 | | | ②生年月日 | | | |
| ③所属・役職 | | | | | | |
| ④同種又は類似調査・研究の経歴 | | | | | | |
| 調査・研究名 | その概要 | | | 発注機関  （特になければ記載不要） | | 履行期間 |
|  | （当該技術者の調査・研究担当の内容を具体的に記載） | | |  | |  |
|  | （当該技術者の調査・研究担当の内容を具体的に記載） | | |  | |  |
|  | （当該技術者の調査・研究担当の内容を具体的に記載） | | |  | |  |
| ⑤手持調査研究の状況（平成　年　月　日現在）、調査研究規模（契約金額５００万円相当以上） | | | | | | |
| 業務名 | | 発注機関 | 履行期間 | | 調査研究費用（契約金額５００万円相当以上） | |
|  | |  |  | | 合計　　万円 | |
| ⑥　従事技術分野の経歴（直近の順に記入）  １）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月～　年　月（　年　ヶ月）  ２）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月～　年　月（　年　ヶ月）  ３）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月～　年　月（　年　ヶ月）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　類　計（　年　ヶ月） | | | | | | |
| ⑦その他の経歴（業務表彰、その他） | | | | | | |

（注意）

１）④の事項は応募する調査と同種もしくは類似する研究を可能な限り記載してください。なお欄が足りない場合は適宜追加してください。

（様式３）

調査に係る経費・補助金の額

|  |
| --- |
| １．調査に係る経費の額・補助金の額 |
| ２．他の補助金の有無 |
| ３．補助金の立替え払いの可否 |
| ４．経理担当者 |
| ５．事務連絡先 |

（単位：千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 応募調査名 |  | |
| 科　目　名 | | 資　金　計　画 |
|  | |  |
|  | |  |
| 間接経費（直接調査経費の３０％以内） | |  |
| 合計 | |  |

（注）

・調査全体の所要経費及び項目ごとの所要経費について、見込額を記載してください。

・50万円以上の備品等を購入しようとする場合は、リースにできない理由書及び機種選定理由書を添付してください。

・備品等の購入経費が、当該経費に係る補助事業費の90％を超える場合は、単なる備品等の購入の計画でないことの説明書を添付してください。

・委託費が補助事業費の50％を超える場合は、その理由書を添付してください。

（様式３）

記載例

調査に係る経費・補助金の額

|  |
| --- |
| １．調査に係る経費の額・補助金の額  （平成26年度分に係る額について記載してください。）  　　　調査に係る経費の額　○○百万円　　　補助金の額　○○百万円 |
| ２．他の補助金の有無  （本事業以外に、本件に関連して、現在、国・地方公共団体等から受け入れている補助金若しくは申請している補助金等について、制度名、金額、その概要を記載してください。その際、本調査との仕分け、関連のさせ方等が有れば併せて記載してください。） |
| ３．補助金の立替え払いの可否  （立替え払いを選択する、立替え払いを選択しない）どちらかを選択してください。 |
| ４．経理担当者  （経理担当者は、原則として、応募者の中の会計・経理担当者等とし、法人名等の組織名、所属部署名、担当者名及び連絡の取れる住所等を記載してください。）  　　　〇〇　〇〇  　　　株式会社△△△△　総務部　会計係  　　　〒×××―××××　〇〇市〇〇〇１－２－３  （TEL：０×－××××－××××、FAX：０×－××××－××××、E-mail：×××＠××××） |
| ５．事務連絡先  （応募書類受領の通知、審査結果の連絡等に係る事務連絡先を８と同様に記載してください。連絡先は、平日（月～金）に確実に連絡がとれるところにしてください。） |

（単位：千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 応募調査名 | 「〇〇〇に関する調査」 | |
| 科　目　名 | | 資　金　計　画 |
| 直接調査経費 | | 20,000 |
| 人件費  　　・・・・・・  　　・・・・・・  　消耗品費  　旅費  　謝金  　賃金  　役務費  　委託費  　その他（内訳）  　　印刷製本費  　　通信運搬費  　　光熱水料  　　会議費  　　労働者派遣事業者からの調査補助者派遣  特許申請に必要な経費  　　借料及び損料（リース料）  　　・・・・・・  小計 | | 10,000  〇〇〇〇  5,000  0  0  0  1,000  0  4,000  0  0  4,000  0  0  0  0  〇〇〇〇  〇〇〇〇 |
| 間接経費（直接調査経費の３０％以内） | | 6,000 |
| 合計 | | 26,000 |

（注）

・調査全体の所要経費及び項目ごとの所要経費について、見込額を記載してください。

・50万円以上の備品等を購入しようとする場合は、リースにできない理由書及び機種選定理由書を添付してください。

・備品等の購入経費が、当該経費に係る補助事業費の90％を超える場合は、単なる備品等の購入の計画でないことの説明書を添付してください。

・委託費が補助事業費の50％を超える場合は、その理由書を添付してください。

別添

平成27年度

建築基準整備促進事業

公募対象調査事項

（追加募集）

**S21．指定建築材料の大臣認定制度における審査に関する検討（新規）**

補助予定額：１２百万円

1. 調査の目的

建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料として国土交通大臣が定めるもの（以下「指定建築材料」という。）については、JIS規格等に適合したもの、又は、国土交通大臣の認定を受けたものでなければならないことになっている。

今般、免震材料の不正事案の発覚を受けて設置した「免震材料に関する第三者委員会」の報告書において、大臣認定制度の見直しを含む再発防止策が提言され指定建築材料の品質を確保するとともに、不正事案の再発を防止するための効果的・効率的な対策を講ずることが急務となっている。

提言を受け、大臣認定制度の見直しとして、認定段階における審査を強化することとしており、具体的には「工場等の生産現場における実地検査の実施」や「品質管理体制の審査の強化」を行うこととし、免震材料以外の指定建築材料についても各材料の市場での検証の状況等を踏まえて免震材料に準じた見直しを行うこととしている。

本課題では、各材料の受入検査等の市場での検証状況や、品質基準の測定試験の実態等を把握し、性能評価における実地審査や品質管理体制の審査内容等について検討を行うことを目的とする。

② 調査の内容

　　建築基準法第37条に基づく指定建築材料（免震材料を除く。）に関し、指定性能評価機関等の協力を得ながら、次の調査、検討を行う。

（イ）各材料の出荷時や受入時の検査等の製品性能に関する検証状況に関する調査

　　　・各材料の出荷時や受入時の製品検査の実態と発注者側の関与

（ロ）各材料の品質基準を測定する検査主体等に関する調査、検討

　　　・品質基準を測定する検査主体の実態（自社試験/第三者による試験）に関する調査

　　　・性能評価における実地審査等の対象とすべき品質基準の選定等に関する検討

（ハ）各材料の品質管理における「見える化」に関する検討

　　　・工事施工者等による材料の性能確認に必要となる、製造者が提供すべき情報等の調査、検討

③ 調査の全体計画について（参考）

本調査の実施期間は、平成27年度単年度とする。

④ 本調査における「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」

・指定建築材料の品質管理に関する知見

・指定建築材料の性能評価に関する知見

**F8．防火・避難規定に対応する建築基準法令の建築物用途の合理化に資する検討（新規）**

補助予定額：２０百万円

1. 調査の目的

建築基準法令の単体規定（防火・避難規定）においては、建築物用途に応じて適用される基準が決定されることとなる。具体的には、法別表第一、施行令第115条の３などの規定における用途分類に従うこととなるが、近年の新しい用途の出現や建築物の利用形態の多様化に伴い、実務上の分類が難しい場合や、同じ用途でも従来の利用特性から現在は大きく変化している場合があるため、確認検査の実務における防火・避難規定の適用について疑義が生じている事例があると考えられる。

本調査では、建築物の利用実態をより的確に反映した用途分類の提案に資するために、実際の建築物を想定した空間特性（室の規模、通路等の配置などのハード特性）及び利用特性（在館者の心身の状況、行動様式、人数などのソフト特性）を整理し、特に見直しの必要性の高い用途について実態調査を実施するものである。

② 調査の内容

　　以下の調査、検討を行う。

(イ) 防火・避難安全に関する空間特性・利用特性の整理・分析

建築物の用途を防火・避難安全の観点から分析するとともに、諸外国の法令における用途分類と防火・避難規定の対応関係も調査した上で、建築物の各用途における実際の空間特性・利用特性を整理・分析する。

(ロ) 用途実態のパイロット調査

(イ)で整理した実際の空間特性・利用特性と、現状の建築基準法令に基づく確認検査における運用との比較において、特に取り扱いが困難となっている用途（例えば、「児童福祉施設等」のように様々な特性が一用途の中に含まれている場合や、「遊技場」扱いされる個室ビデオ店であっても就寝利用の実態が認められる場合など）を抽出し、アンケート、ヒアリングなどにより、実際の建築物の空間特性・利用特性を的確に把握する。

③ 調査の全体計画について（参考）

本調査の実施期間は、平成27年度単年度とする。

なお、体制整備事業における調査研究事業との連携を図ることとする。

④ 本調査における「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」

　　・建築物の防火・避難設計に関する知見

　　・建築物の使用実態に関する知見

**F9．防火設備（窓）に関する構造方法の告示化の検討（新規）**

補助予定額：２０百万円

1. 調査の目的

外壁の開口部については、外部からの延焼を防止する観点から防火設備を設置することが求められているが、特に窓として利用することが想定される告示仕様は「鉄及び網入ガラスで造られたもの」のみであるが、現状の窓サッシ（住宅用）においては、「アルミ製」は55.7％、「アルミ複合材料製」は31.4％、「樹脂製」は12.8％を占めるなど、鉄製以外のサッシが主流であり、新たな告示仕様のニーズが高まっている。

特に、木製サッシ・樹脂製サッシについては、７月８日に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の付帯決議において、「住宅等の断熱性能の向上を図る上では、開口部における木製又は樹脂製のサッシの使用が有効であるため、その普及の促進に向けて、諸外国の例も参考にしつつ、同サッシの防耐火性能に係る技術開発や基準の合理化を検討すること」とされていることから、今後のニーズを見据えた技術的な検証が必要である。

こうした現状を踏まえ、鉄製サッシ以外の窓について、民間事業者の現場での施工性に関する知見や遮炎試験に関するノウハウ等を活用し、一般的な告示仕様として定めるために必要な調査・実験等を行う。

② 調査の内容

　　以下の調査、検討を行う。

（イ）市場で普及している窓サッシ・窓ガラスの性能検証

大臣認定を受けている防火設備（窓）の実験データ等を基に、サッシ（アルミ製、樹脂製、木製等）及びガラス（耐熱結晶化ガラス、耐熱強化ガラス、Low-e複層ガラス等）について、防火設備としての性能上の余裕があると考えられる範囲を特定する。

（ロ）施工性の検証

サッシとガラスの留め付け方法や目地部の処理方法を確認し、一般的な施工技術の水準で十分な性能及び安全の確保が図られる仕様を明確にする。

（ハ）遮炎性能を確認するための試験体の作成・試験の実施

（イ）及び（ロ）において検討された仕様について、所要の試験体を作成し、性能を実証するための遮炎試験を実施し、一定の安全性が確実に確保されていることを確認するデータを収集し、一般的な基準を明確にする。

③ 調査の全体計画について（参考）

本調査の実施期間は、平成27～28年度の複数年度とする。

④ 本調査における「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」

・防火設備に関する遮炎試験に関する知見

・窓（サッシ及びガラス）に関する仕様、施工方法等に関する知見